

南伊勢町告示第 69 号

住民監査請求監査結果について

このことについて、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により告示する。

令和元年 8 月 13 日

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 松葉 和久

記

別紙

監査請求人 様

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 松葉 和久

住民監査請求について（意見）

令和元年 6 月 18 日付で提出された住民監査請求について、地方自治法 242 条第 4 項に基づき監査した結果は、次のとおりです。

1. 請求の要旨

売払われた古紙売払い金は委託費と相殺しているので、町の収入として計上されていない（事実証明書 甲 1）。

上記の南伊勢町長の主張を事実であると認めるに足りる証拠がない（事実証明書 甲 2）。

町から事業者を支払われている金額は、契約金（委託費）から古紙売払い金額を相殺した金額ではなく、契約書に記載されている正規の金額であると言える。このことから町の収入として計上されていない古紙売払い金の使途は不明である。

古紙売払い金を相殺費に変換したいのであれば、一旦、町の収入として計上し、会計処理した後に相殺費の名目で支出処理すべきところ、このプロセスを省略して変換していることから違法・不当な公金の支出に該当すると言える（地方自治法第 242 条第 1 項）。また、事務処理においても、起案書及び金額確定等々の一切の文書（甲 2）の作成・保有を怠る行為は、財産の管理を怠っていると言える（地方自治法第 242 条第 1 項）。

したがって、監査委員は、古紙売払い金の使途を明確にしたうえで各々必要な措置を講じることを勧告するよう求める。

2. 請求人の陳述等

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、令和元年 7 月 17 日に陳述書の提出をもって、請求人に対して、陳述の機会を設けた。請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件請求に係る事実調査に関して事実認否の根拠若しくは証拠として提示される場合は、公文書等の物的証拠をもって提示されたい。職員に対する聞き取りは答弁ないし主張であって、証言ではないので、証拠能力を有しないと考える。

(2) 相殺行為の有無が仮りにあったと認めた場合においても、事実証明書 甲 2 が示すとおり、当該相殺行為は会計処理記録及び公認の手続きを著しく欠いた闇行為（不正行為）である。監査委員は、古紙売払い金に関する会計処理記録簿を調査し、その存否及び内容を明らかにされたい。

(3) 相殺行為があったと認めた場合、これに係る文書（甲2）の作成、保有を怠る必要があったのか。

(4) 町に対する損害発生の有無及び損害を被ったとの事実が認められる場合は損害の程度を併せて公表されたい。

3. 監査対象事項

次のことを対象として監査を行った。

①本件請求に関して財産の管理を怠る事実が存在するか。

- ・財産の管理を怠る事実の有無。
- ・古紙売払い金を相殺費に変換したいのであれば、町の収入として計上し、会計処理した後に相殺費の名目で支出処理すべきである。会計処理記録及び公認（会計処理）の手続きを著しく欠いた行為による損害の発生の有無。
- ・作成、保有を怠る事実による損害の発生の有無。

②本件請求に関して違法若しくは不当な公金の支出があったと認めるか。

- ・違法若しくは不当な公金の支出の有無。

4. 事実関係の確認

対象部局を調査し、「弁明書」その他提出資料を求め、事務担当者に対し、聴取を行った。

①本件請求に関して、財産の管理を怠る事実があると認められるかについて（法242条第1項）。

売払われた古紙売払い金は、委託費と相殺しているので、町の収入として計上していないことを認めた。しかし、売払われた古紙売払い金が委託費と相殺していることが事実であると認めるに足りる証拠がない（甲2）ことについては、「不燃物収集運搬委託事業に関する収支状況（紙類・鉄類相殺関係）」（以下「収支状況（紙類・鉄類相殺関係）」という。）を示し、否認している。

また、請求人が古紙収集運搬業務委託契約書の中身を確認したことについては、知らないとし、契約金額（委託費）から古紙売払い金額を相殺するとの記述がないことについては認めている。

さらに、町から事業者を支払われている金額は、契約金（委託費）から古紙売払い金額を相殺した金額ではなく、契約書に記載されている正規の金額であることや、町の収入として計上されていない古紙売払い金の使途は不明であると言えるということについては否認ないし争うとしている。

また、事務処理においても、起案書及び金額確定等々の一切の文書（甲2）の作成・保有を怠る行為は、財産の管理を怠っており、監査人は、古紙売払い金の使途を明確にしたうえで各々必要な措置を講じるよう求めることについては争うとしている。

②本件請求に関して、違法若しくは不当な公金の支出が認められるかについて（法242条第1項）

古紙売払い金を相殺費に変換したいのであれば、一旦、町の収入として計上し、会計処理した後に相殺費の名目で支出処理すべきところ、このプロセスを省略して変換していることから違法・不当な公金の支出に該当すると言えるということについては争うとしている。

収支状況（紙類・鉄類相殺関係）より

平成 27 年度

【収入】

不燃物収集運搬委託料	33,264,000 円 (A)	
資源ごみ（紙類）売払金額南伊勢町分		2,230,550 円 (a)
資源ごみ（鉄類）売払金額南勢分（アルミ缶・スチール缶）		<u>1,454,445 円 (b)</u>
資源ごみ（紙類、鉄類）の収入合計 (a+b)		3,684,995 円 (B)

【古紙運搬費 支出】

紙類運搬費（資源可燃物）	3,840,000 円 (c)
--------------	-----------------

【収支額】

資源ごみの収入合計 3,684,995 円 (B) - 紙類運搬費 3,840,000 円 (c) = $\triangle 155,005$ 円 (B-c)

平成 28 年度

【収入】

不燃物収集運搬委託料	33,258,600 円 (A)	
資源ごみ（紙類）売払金額南伊勢町分		2,031,150 円 (a)
資源ごみ（鉄類）売払金額南勢分（アルミ缶・スチール缶）		<u>1,659,440 円 (b)</u>
資源ごみ（紙類、鉄類）の収入合計 (a+b)		3,690,590 円 (B)

【古紙運搬費 支出】

紙類運搬費（資源可燃物）	3,840,000 円 (c)
--------------	-----------------

【収支額】

資源ごみの収入合計 3,690,590 円 (B) - 紙類運搬費 3,840,000 円 (c) = $\triangle 149,410$ 円 (B-c)

平成 29 年度

【収入】

不燃物収集運搬委託料	33,458,400 円 (A)	
資源ごみ（紙類）売払金額南伊勢町分		2,087,020 円 (a)
資源ごみ（鉄類）売払金額南勢分（アルミ缶・スチール缶）		<u>2,025,703 円 (b)</u>
資源ごみ（紙類、鉄類）の収入合計 (a+b)		4,112,723 円 (B)

【古紙運搬費 支出】

紙類運搬費（資源可燃物）	3,840,000 円 (c)
--------------	-----------------

【収支額】

資源ごみの収入合計 4,112,723 円 (B) - 紙類運搬費 3,840,000 円 (c) = $272,723$ 円 (B-c)

5. 監査委員の判断

(1) 結論

ア 本件請求のうち、会計処理手続、起案書及び金額確定等々の一切の文書（甲 2）の作成、保有を怠る行為が財産の管理を怠っていることについては、損害の発生の可能性が、認められないことから、不適法なものと判断し、これを却下する。

イ 本件請求のうち、古紙及び缶の売払い金に係る請求部分については、違法又は不当な公金支出の事実が認められないので、理由がないものとしてこれを棄却する。

ウ 本件請求のうち、古紙及び缶の売払い金に係る請求部分については、財産の管理を怠っている事実が認められないので、理由がないものとしてこれを棄却する。

(2) 判断理由

ア 本件請求に関して、財産の管理を怠る事実があると認められるかについて（法 242 条第 1 項）。

南伊勢町と事業者は、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度について、南伊勢町不燃物収集運搬処理委託業務（以下「委託業務契約」という。）を契約している。

事業者は、南伊勢町不燃物収集運搬処理委託業務契約書（以下「委託業務契約書」という。）に含まれていない古紙運搬費用の支出をしていると認められる（弁明書及び収支状況（紙類・鉄類相殺関係））。

また、南伊勢町は、事業者に対し、古紙及び缶の売払い金の返還請求権を有し、事業者は、南伊勢町に対し、古紙の運搬費請求権を有しているので、南伊勢町は、両請求権で相殺（民法 505 条 1 項、506 条第 1 項）したと主張している。そこで、上記両請求権の有無を判断する。

まず、南伊勢町から証拠書類として提出された収支状況（紙類・鉄類相殺関係）のうち、住民監査請求追加資料（資料 1）の提出により、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度ごとに実際に売却した金額であると判断できるので、正確な金額であると認められる。また、古紙運搬費用については、本来、請負契約単年度ごとに算出されるべきものではあるが（地方自治法第 210 条）、事業者の 1 回当たりの運搬費用 20,000 円が建設廃棄物処理・処分費（証拠書類「3.設計に入っていない運搬費の証憑書類」）と照らし合わせて、下限価格 20,000 円と同額であり、著しく不合理な金額ではないため、適正な価格であると認められる。

したがって、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度について、それぞれ相殺が認められる。

たしかに、収支状況（紙類・鉄類相殺関係）に示すとおり、平成 29 年度分については、相殺しきれていない 272,723 円の余剰金が認められる。

しかしながら、272,723 円の余剰金については、領収書（証拠書類 資料 5）のとおり、令和元年 8 月 5 日に事業者が南伊勢町に 272,723 円を支払い済みであるから、財産の管理を怠っている事実が認められない。

したがって、南伊勢町は、事業者に対し、平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年の各年度の古紙及び缶の売払い金に係る財産の管理を怠っている事実は認められない。

また、古紙及び缶の売払い金の会計処理及び一連の事務処理において、会計処理をしていないこと及び起案文書・金額確定等々の一切の文書（甲 2）の作成、保有を怠る行為が、南伊勢町に損害を生じさせるものと認めることができないので、却下されるべきものである（最高裁一小法廷平成 6 年（行ツ）第 97 号参照）

イ 本件請求に関して、違法若しくは不当な公金の支出が認められるかについて（法 242 条第 1 項）。

そもそも、古紙及び缶の売払い金は、財産の管理を怠る事実の判断理由のとおり、事業者が南伊勢町に対し、平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年の各年度の古紙及び缶の売払い金の返還をする債務であって、南伊勢町が、違法に支出した公金ではない。

したがって、本件請求に関して違法若しくは不当な公金の支出が認められない。

6. 意見

監査委員の判断は、以上のとおりであるが、南伊勢町は、本件請求を真摯に受け止め、今後、委託業務契約の内容を早急に改善するとともに、適切な会計処理を行い、町民に疑念や不審を抱かせることのないよう対応をする必要がある。

以上